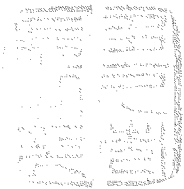


多久市指令 28 福第 14 号

佐賀県多久市北多久町大字小侍 238 番地 1

社会福祉法人 明日香

平成 29 年 3 月 29 日付けで申請された社会福祉法人明日香定款の一部変更については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 43 条第 1 項の規定により認可する。



平成 29 年 3 月 29 日

多久市長 横尾 俊彦

